

紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、紀北町及び尾鷲市内で伐採された木材を町内の製材工場で加工した製材（以下「地域産材」という。）を使用して、新たに町内に住宅を建築しようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、木材の需要拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産木材 紀北町及び尾鷲市内で伐採された木材
- (2) 地域産材 紀北町及び尾鷲市内で伐採された木材を町内の製材工場で加工した製材
- (3) 住宅 木造の専用住宅又は併用住宅をいう。
- (4) 建築 新たに木造住宅を建築（増改築及び建替えを含む。）することをいう。
- (5) 主要部材 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交い、小屋束、棟木、母屋及び垂木をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、町税等の未納がない者とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金額は、使用された地域産材の主要部材の材積に1立方メートル当たり、20,000円を乗じた金額とし、500,000円を上限とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付要件)

第5条 この要綱において補助金の交付の対象住宅は、次の各号全てに該当する住宅とする。

- (1) 建築物の主要部材に地域産材を材積の60パーセント以上使用して建築し、かつ、住宅部分の床面積が50平方メートル以上の木造住宅
- (2) 併用住宅の場合は、居住部分が建築面積の2分の1以上であること。
- (3) 町内に事務所等を有する大工・工務店等を利用して建築する住宅
- (4) 在来工法（軸組工法）等により建築される木造住宅
- (5) 補助金申請年度の年度内に新築された住宅
- (6) 別に定める紀北町木造住宅新築促進事業奨励金の交付を受けていない住宅

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 地域産材使用実績報告書
- (2) 地域産材使用率計算書
- (3) 町税完納証明書等
- (4) 建築契約書等の写し
- (5) 地域産材納品証明書
- (6) 地域産木材購入証明書
- (7) 建築物の位置図及び平面図並びに建築面積集計表
- (8) 完成後等の住宅写真
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の補助金の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定する。この場合において、交付を決定する場合は、併せて額の確定をする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否について、紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)又は紀北町木造住宅建築促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(補助金の交付)

第8条 町長は、紀北町木造住宅建築促進事業補助金交付請求書(様式第4号)による補助金対象者の請求により、補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第9条 町長は、補助金対象者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。